

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和6年度佐賀県内不動産鑑定評価業務
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐賀国道事務所長 大榎 謙 佐賀市新中町5-10
契約締結日	令和6年6月26日
契約の相手方の 氏名及び住所	株式会社栄城不動産鑑定事務所 佐賀県佐賀市城内2丁目7番9号
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥1,900,800-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥1,900,800-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	年間予定額 1,900,800円(単価契約)

契 約 理 由 書

1. 業 務 名 令和6年度佐賀県内不動産鑑定評価業務
2. 履 行 場 所 佐賀国道事務所及び筑後川河川事務所管内
3. 契約相手方 名 称：(株)栄城不動産鑑定事務所
住 所：佐賀県佐賀市城内2丁目7番9号
電 話：0952-28-1123
4. 随意契約適用法令
会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
 - (1) 当該業務の目的
国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準及び同訓令の運用方針に定めるところにより適正な補償を行うための基礎資料として、九州地方整備局用地事務取扱細則第9条の規定により土地の鑑定評価を得るものである。
 - (2) 当該業務の内容
当該業務は、道路事業及び河川事業に必要な土地の取得価格の算定を行うにあたり、算定価格の妥当性を検証するうえでの参考資料として不動産の鑑定及びこれに付随する関係書類の作成等を行うものである。
 - (3) 随意契約に付する理由
本業務は、企画競争の実施についての通達に基づき企画提案書を公募し、調査審議の結果、企画競争実施に関する提案内容における企画提案の的確性において、(株)栄城不動産鑑定事務所が優位と評価、委託するにあたって最適業者と判断し、特定した。
このため、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記契約相手方と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由作成者)
用地第一課長